

資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン新旧対照表

改正（案）	現行
第2 〔略〕 1 口座残高を100万円以下にするための措置（規則第7条の2第1項第3号イ） （1）措置の内容 指定資金移動業者の資金保全の仕組み（後記2参照）により労働者指定口座の資金全額（以下単に「口座残高全額」という。）が保証されることを確実なものとする 것을求めるものである。 具体的には、①労働者指定口座の資金に係る受入上限額を100万円以下の額に設定していること、又は、②当該資金が100万円を超えた場合の超過分等の送金先となる労働者の預貯金口座又は証券総合口座（以下併せて「預貯金口座等」という。）を労働者があらかじめ指定しておき、当該資金が100万円を超えた場合に、指定資金移動業者が当日中に労働者指定口座から労働者が指定する預貯金口座等（以下「指定代替口座」という。）への送金を行うことで当該資金を100万円以下とするように措置を講じていることが必要である。 上記の①受入上限額を100万円以下の額に設定する場合において、賃金の支払により受入上限額を超過するときには、その超過する資金も含む賃金全額を一旦は受け入れることが必要であるほか、口座残高が<u>受入上限額</u>を超えたときには、指定資金移動業者が当日中に指定資金移動業者口座から指定代替口座への送金を行うことで当該資金が<u>受入上限額</u>以下となるように措置していることが必要である。<u>なお、受入上限額の設定は資金移動業者の単位で行うものとする。</u>これらは、使用者が賃金の支払として資金移動しようとした資金について、仮に受入上限額を超過するとして指定資金移動業者が受け入れない取扱いをした場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく使用者の賃金の支払の義務の履行に支障が生じるおそれがあるため、こうした取扱いは原則認めず、上記の措置を求めることとしたものである。 また、口座残高が100万円を超えた際、指定資金移動業者が労働者に利用・払出等を促し、労働者が自ら利用・払出等を行うこと等により、口座残高が100万円以下とな	第2 〔同左〕 1 口座残高を100万円以下にするための措置（規則第7条の2第1項第3号イ） （1）措置の内容 指定資金移動業者の資金保全の仕組み（後記2参照）により労働者指定口座の資金全額（以下単に「口座残高全額」という。）が保証されることを確実なものとする 것을求めるものである。 具体的には、①労働者指定口座の資金に係る受入上限額を100万円以下の額に設定していること、又は、②当該資金が100万円を超えた場合の超過分等の送金先となる労働者の預貯金口座又は証券総合口座（以下併せて「預貯金口座等」という。）を労働者があらかじめ指定しておき、当該資金が100万円を超えた場合に、指定資金移動業者が当日中に労働者指定口座から労働者が指定する預貯金口座等（以下「指定代替口座」という。）への送金を行うことで当該資金を100万円以下とするように措置を講じていることが必要である。 上記の①受入上限額を100万円以下の額に設定する場合において、賃金の支払により受入上限額を超過するときには、その超過する資金も含む賃金全額を一旦は受け入れることが必要であるほか、口座残高が<u>100万円</u>を超えたときには、指定資金移動業者が当日中に指定資金移動業者口座から指定代替口座への送金を行うことで当該資金が<u>100万円</u>以下となるように措置していることが必要である。これらは、使用者が賃金の支払として資金移動しようとした資金について、仮に受入上限額を超過するとして指定資金移動業者が受け入れない取扱いをした場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく使用者の賃金の支払の義務の履行に支障が生じるおそれがあるため、こうした取扱いは原則認めず、上記の措置を求めることとしたものである。 また、口座残高が100万円を超えた際、指定資金移動業者が労働者に利用・払出等を促し、労働者が自ら利用・払出等を行うこと等により、口座残高が100万円以下とな

改正（案）	現行
た場合には、指定資金移動業者が超過分の指定代替口座への送金を行う必要はないが、労働者が必ずしも当日中に利用・払出等をしない可能性もあるため、指定資金移動業者は当日中に口座残高を 100 万円以下とすることができる体制を有していることが必要である。 さらに、当日中の指定代替口座への送金については、口座残高全額が保証されることを確実なものとするのが趣旨であることから、上記①又は②のいずれの場合においても、指定代替口座への<u>着金</u>については、個々の状況に応じて適切な時期までに行われるべきものであるが、労働者指定口座からの減算及び指定代替口座への送金指図は当日中に行われる必要がある。 （２）指定代替口座に関する留意点 指定代替口座は、預貯金口座等に限ることとし、他の資金移動業者口座を送金先として指定することは認められない。また、預貯金口座等は労働者本人名義のものに限る。 指定代替口座として、例えば、銀行口座を指定する場合には、銀行法（昭和 2 年法律第 21 号）の規定に基づく銀行の口座である必要があり、同法の規定に基づく免許を受けていない外国の銀行の口座を指定することは認められない。 指定代替口座への送金に係る手数料を労働者に負担させることとする場合には、指定資金移動業者は、<u>労働者に対して当該手数料がかかることを、労働者の便宜を考慮して、例えば利用規約のみならず指定資金移動業者のホームページ等で、あらかじめ分かりやすく周知した上で、賃金支払を開始する必要がある。また、賃金支払開始後も、実際に指定代替口座への送金を行う際に手数料がかかることを労働者が認識できるよう、例えば労働者に対して手数料がかかることの通知や指定資金移動業者のホームページ等で分かりやすい周知等を行う必要がある。なお、手数料の取扱いに関しては、後記第 2 の 6（２）を参照されたい。</u> また、指定資金移動業者は、<u>指定代替口座の有効性を確認する必要があるが、指定資金移動業者が指定代替口座の情報を入手するに当たっては、同意書に記載された情報を使用者から入手する方法や、指定資金移動業者が労働者から直接入手する方法等、いずれの方法によっても差し支えない。なお、労働者による指定代替口座の変更も想定され</u>	た場合には、指定資金移動業者が超過分の指定代替口座への送金を行う必要はないが、労働者が必ずしも当日中に利用・払出等をしない可能性もあるため、指定資金移動業者は当日中に口座残高を 100 万円以下とすることができる体制を有していることが必要である。 さらに、当日中の指定代替口座への送金については、口座残高全額が保証されることを確実なものとするのが趣旨であることから、上記①又は②のいずれの場合においても、指定代替口座への<u>着金時期</u>については、個々の状況に応じて適切に行われるものであるが、労働者指定口座からの減算及び指定代替口座への送金指図は当日中に行われる必要がある。 （２）指定代替口座に関する留意点 指定代替口座は、預貯金口座等に限ることとし、他の資金移動業者口座を送金先として指定することは認められない。また、預貯金口座等は労働者本人名義のものに限る。 指定代替口座として、例えば、銀行口座を指定する場合には、銀行法（昭和 2 年法律第 21 号）の規定に基づく銀行の口座である必要があり、同法の規定に基づく免許を受けていない外国の銀行の口座を指定することは認められない。 指定代替口座への送金に係る手数料を労働者に負担させることとする場合には、指定資金移動業者は労働者に対して手数料がかかることを、労働者の便宜を考慮して、例えば利用規約のみならず指定資金移動業者のホームページ等で、あらかじめ分かりやすく周知した上で、賃金支払を開始する必要がある。また、賃金支払開始後も、実際に指定代替口座への送金を行う際に、<u>労働者が手数料がかかることを認識できるよう、例えば労働者に対して手数料がかかることの通知や指定資金移動業者のホームページ等で分かりやすい周知等を行う必要がある。なお、手数料の取扱いに関しては、後記第 2 の 6（２）を参照されたい。</u> また、指定資金移動業者は指定代替口座の有効性を確認する必要があるが、指定資金移動業者が指定代替口座の情報を入手するに当たっては、同意書に記載された情報を使用者から入手する方法や、指定資金移動業者が労働者から直接入手する方法等、いずれの方法によっても差し支えない。なお、労働者による指定代替口座の変更も想定される

改正（案）	現行
ることから、指定代替口座の変更の際に指定資金移動業者が労働者から申告を求める等、指定代替口座への送金が適切に行えるよう対応する必要がある。 2 破綻時等の資金保全の仕組み（規則第7条の2第1項第3号口） （1）措置の内容 ア 措置の趣旨と枠組み 資金移動業者は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）の規定に基づく供託等の仕組みにより、破綻時等に備えた資産保全が図られているが、利用者への弁済には一定の時間を要する。賃金が労働者の日々の生活の糧であることを踏まえると、破綻時等には時間を要せずに速やかに労働者に口座残高が弁済される必要がある。このため、こうした労働者保護の観点から、指定資金移動業者には、供託等の仕組みに加え、民間の保証機関が労働者に口座残高を速やかに弁済することを保証する仕組みを有していることを求めるものである。 具体的には、指定資金移動業者による債務の履行が困難となったとき、すなわち、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て若しくは外国倒産処理手続の承認の申立て又は資金決済法第59条第2項第1号に規定する権利の実行の申立て（以下総称して「破産手続開始の申立て等」という。）があったときは、口座残高全額に係る債務について、当該指定資金移動業者に代わり、保証機関が速やかに労働者に弁済することを内容とする保証委託契約を指定資金移動業者と保証機関との間で締結すること及び同内容の保証契約を労働者と保証機関との間で締結すること等により、指定資金移動業者の破綻時等の資金保全が実効性を伴って担保されていることが必要である。 ここで、労働者と保証機関との保証契約については、指定資金移動業者が保証機関から委託又は許諾されて、保証機関の代理人として労働者と契約締結を行うことでも差し支えない。 なお、指定資金移動業者と保証機関との保証委託契約の締結及び労働者と保証機関との保証契約の締結により資金保全を行うことが一般的に想定されるが、実効性を伴	ことから、指定代替口座の変更の際に指定資金移動業者が労働者から申告を求める等、指定代替口座への送金が適切に行えるよう対応する必要がある。 2 破綻時等の資金保全の仕組み（規則第7条の2第1項第3号口） （1）措置の内容 ア 措置の趣旨と枠組み 資金移動業者は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）の規定に基づく供託等の仕組みにより、破綻時等に備えた資産保全が図られているが、利用者への弁済には一定の時間を要する。賃金が労働者の日々の生活の糧であることを踏まえると、破綻時等には時間を要せずに速やかに労働者に口座残高が弁済される必要がある。このため、こうした労働者保護の観点から、指定資金移動業者には、供託等の仕組みに加え、民間の保証機関が労働者に口座残高を速やかに弁済することを保証する仕組みを有していることを求めるものである。 具体的には、指定資金移動業者による債務の履行が困難となったとき、すなわち、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て若しくは外国倒産処理手続の承認の申立て又は資金決済法第59条第2項第1号に規定する権利の実行の申立て（以下総称して「破産手続開始の申立て等」という。）があったときは、口座残高全額に係る債務について、当該指定資金移動業者に代わり、保証機関が速やかに労働者に弁済することを内容とする保証委託契約を指定資金移動業者と保証機関との間で締結すること及び同内容の保証契約を労働者と保証機関との間で締結すること等により、指定資金移動業者の破綻時等の資金保全が実効性を伴って担保されていることが必要である。 ここで、労働者と保証機関との保証契約については、指定資金移動業者が保証機関から委託又は許諾されて、保証機関の代理人として労働者と契約締結を行うことでも差し支えない。 なお、指定資金移動業者と保証機関との保証委託契約の締結及び労働者と保証機関との保証契約の締結により資金保全を行うことが一般的に想定されるが、実効性を伴

改正（案）	現行
って担保されているものである限り、上記以外の方法によることも認められ得る。 また、破綻時等に供託金が不足していた場合に備えて、保証機関が保険会社と保険契約を締結することも想定されるが、当該保険契約の締結については任意であり、労働者に対して速やかに口座残高全額が弁済されることが担保される限りは必須ではない。 <u>なお、本ガイドラインに定める破綻時等の資金保全の仕組みを満たした保証機関との保証契約等が、資金決済法に定める履行保証人債務引受契約（資金決済法第 45 条の 3）、履行保証人保証契約（同法第 45 条の 4）又は履行保証金弁済信託契約（同法第 45 条の 5）の要件も同時に満たす契約である場合には、同法に基づき当該保証機関との保証契約等を届け出ることにより、同法で資金移動業者に義務づけられている履行保証金の供託（同法第 43 条）について、その全部又は一部をしないことができる。</u>	って担保されているものである限り、上記以外の方法によることも認められ得る。 また、破綻時等に供託金が不足していた場合に備えて、保証機関が保険会社と保険契約を締結することも想定されるが、当該保険契約の締結については任意であり、労働者に対して速やかに口座残高全額が弁済されることが担保される限りは必須ではない。
イ・ウ　〔略〕 （２）保証機関の範囲等 保証機関としては、銀行、保険会社、保証会社等が想定されるが、労働者への速やかな弁済を保証するという要件を満たす限り、その主体は限定されない。ただし、指定資金移動業者と保証機関については、親子会社その他の資本関係や経済的な相互依存関係にあること等により、指定資金移動業者の破綻等が保証機関の経営状況に影響を及ぼす又は保証機関の破綻等が指定資金移動業者の経営状況に影響を及ぼすことで、指定資金移動業者及び保証機関が連鎖的に破綻する等の事態も想定される。確実な資産保全のためには、こうした連鎖的な破綻等のリスクが遮断されていることが重要である。このため、資金保全の仕組みの実効性が担保されているかについては、保証機関の財務状況等のほか、保証機関と資金移動業者の資本関係や経済的な相互依存関係等も含め、総合的に考慮の上、個別に審査し適否が判断されるものであることに留意されたい。 保証機関は、指定資金移動業者の破綻時等には口座残高全額を労働者に弁済するため、一時的な資金需要に確実に対応することが必要であり、そのために十分な資金を確保できることが重要である。このため、具体的には、①保証機関が金融機関との契約等	イ・ウ　〔同左〕 （２）保証機関の範囲等 保証機関としては、銀行、保険会社、保証会社等が想定されるが、労働者への速やかな弁済を保証するという要件を満たす限り、その主体は限定されない。ただし、指定資金移動業者と保証機関については、親子会社その他の資本関係や経済的な相互依存関係にあること等により、指定資金移動業者の破綻等が保証機関の経営状況に影響を及ぼす又は保証機関の破綻等が指定資金移動業者の経営状況に影響を及ぼすことで、指定資金移動業者及び保証機関が連鎖的に破綻する等の事態も想定される。確実な資産保全のためには、こうした連鎖的な破綻等のリスクが遮断されていることが重要である。このため、資金保全の仕組みの実効性が担保されているかについては、保証機関の財務状況等のほか、保証機関と資金移動業者の資本関係や経済的な相互依存関係等も含め、総合的に考慮の上、個別に審査し適否が判断されるものであることに留意されたい。 保証機関は、指定資金移動業者の破綻時等には口座残高全額を労働者に弁済するため、一時的な資金需要に確実に対応することが必要であり、そのために十分な資金を確保できることが重要である。このため、具体的には、①保証機関が金融機関との契約等

改正（案）	現行
により、一時的な資金需要に対応する手段を有していること、②必要となり得る保証額（原則として <u>100 万円（受入上限額を 100 万円以下の額に設定する場合は当該設定額）</u> に指定資金移動業者口座として設定した最大口座数を乗じた額を想定）が調達可能額（金融機関からの融資及び保証機関における手元資金等）の範囲内であること等が必要である。また、指定資金移動業者口座の全てを保証対象とすべきことから、指定申請の際には、上記の最大口座数（貸金支払が認められる口座数の上限）を条件として設定することとなる。<u>これは、指定資金移動業者の破綻時等に 6 営業日以内に口座残高全額を労働者に弁済するための措置が実効性を伴って担保されることを求めるものである。</u> <u>「最大口座数」については、開設済みの口座数及び開設が現に予定されている口座数を指すものであるため、前もって口座数の増加を想定した保証額を必ずしも必要とするものではなく、例えば、指定資金移動業者が新規に開設された口座数を適時かつ正確に把握の上、個々の口座に最初の入金が行われるまでの間に、当該口座に係る受入上限額分の追加保証が確実に講じられる仕組みがあることにより担保することも可能である。</u> また、保証機関は、労働者の口座情報の把握・更新や労働者への弁済を速やかに行うための人員等の確保等、労働者への弁済が適切かつ迅速に行える体制があることが必要である。 （３）・（４）　　〔略〕	により、一時的な資金需要に対応する手段を有していること、②必要となり得る保証額（原則として <u>100 万円に指定資金移動業者口座として設定した最大口座数を乗じた額を想定）</u> が調達可能額（金融機関からの融資及び保証機関における手元資金等）の範囲内であること等が必要である。また、指定資金移動業者口座の全てを保証対象とすべきことから、指定申請の際には、<u>原則として上記の最大口座数（貸金支払が認められる口座数の上限）</u> を条件として設定することとなる。 また、保証機関は、労働者の口座情報の把握・更新や労働者への弁済を速やかに行うための人員等の確保等、労働者への弁済が適切かつ迅速に行える体制があることが必要である。 （３）・（４）　　〔同左〕
３ 不正取引時の補償（規則第 7 条の 2 第 1 項第 3 号ハ） 労働者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等により労働者指定口座の資金が不正に出金等された際に損失を補償する仕組みを有していることが必要である。この仕組みについては、「資金移動サービスの不正利用防止に関するガイドライン」（令和 3 年 4 月 2 日一般社団法人日本資金決済業協会制定）を参考にされたい。具体的には、例えば次のような仕組みとしており、利用規約等によりその実施が担保されている必要がある。 ①　　〔略〕 ② 労働者に過失がある場合には、個別対応とすることは差し支えないが、損失を一律に補償しないといった取扱いは認められない。過失事案を個別対応とする場合であって	３ 不正取引時の補償（規則第 7 条の 2 第 1 項第 3 号ハ） 労働者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等により労働者指定口座の資金が不正に出金等された際に損失を補償する仕組みを有していることが必要である。この仕組みについては、「資金移動サービスの不正利用防止に関するガイドライン」（令和 3 年 4 月 2 日一般社団法人日本資金決済業協会制定）を参考にされたい。具体的には、例えば次のような仕組みとしており、利用規約等によりその実施が担保されている必要がある。 ①　　〔同左〕 ② 労働者に過失がある場合には、個別対応とすることは差し支えないが、損失を一律に補償しないといった取扱いは認められない。過失事案を個別対応とする場合であって

改正（案）	現行
も、資金移動サービスの内容に応じて、適切な補償の仕組みとすることが重要であり、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）その他の法令に照らし、労働者の保護に欠けるような補償方針は許容されるものではない点に留意する必要がある。また、個別対応として、下記のように、補償する場合としない場合がある場合には、労働者に<u>分かりやすく説明</u>する必要がある。 ア・イ [略] ③ [略] 4 口座残高を一定期間利用しない場合の債務（規則第 7 条の 2 第 1 項第 3 号二） 労働者指定口座の資金に係る債務について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも 10 年間は債務を履行することができるための措置を講じていることが必要である。そのために、利用規約等によりその実効性が担保されていることが必要である。例えば、<u>民法第 166 条第 1 項に規定する債権の消滅時効を踏まえ</u>、利用規約において、最後に資金移動があった日から 5 年経過日の前日に口座残高及び当該 5 年経過日から更に 5 年経過することで当該口座残高が消滅することを通知する旨を規定し、これに基づき少なくとも 10 年間は債務が履行されるようにすることが考えられる。 また、「特段の事情」とは、例えば、警察からの要請により口座の凍結等が行われる場合や労働者が虚偽の情報を指定資金移動業者に登録していた場合等、資金移動が最後にあった日から 10 年間、債務を履行できるようにしないことが合理的である事情が該当すると考えられる。 5 [略] 6 口座からの資金移動（規則第 7 条の 2 第 1 項第 3 号へ） （１） [略] （２） 払出手数料	も、資金移動サービスの内容に応じて、適切な補償の仕組みとすることが重要であり、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）その他の法令に照らし、労働者の保護に欠けるような補償方針は許容されるものではない点に留意する必要がある。また、個別対応として、下記のように、補償する場合としない場合がある場合には、労働者に<u>わかりやすく説明</u>する必要がある。 ア・イ [同左] ③ [同左] 4 口座残高を一定期間利用しない場合の債務（規則第 7 条の 2 第 1 項第 3 号二） 労働者指定口座の資金に係る債務について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも 10 年間は債務を履行することができるための措置を講じていることが必要である。そのために、利用規約等によりその実効性が担保されていることが必要である。例えば、利用規約において、最後に資金移動があった日から 5 年経過日の前日に口座残高及び当該 5 年経過日から更に 5 年経過することで当該口座残高が消滅することを通知する旨を規定し、これに基づき少なくとも 10 年間は債務が履行されるようにすることが考えられる。 また、「特段の事情」とは、例えば、警察からの要請により口座の凍結等が行われる場合や労働者が虚偽の情報を指定資金移動業者に登録していた場合等、資金移動が最後にあった日から 10 年間、債務を履行できるようにしないことが合理的である事情が該当すると考えられる。 5 [同左] 6 口座からの資金移動（規則第 7 条の 2 第 1 項第 3 号へ） （１） [同左] （２） 払出手数料

改正（案）	現行
少なくとも毎月１回（毎月１日から月末までの間に１回）は、労働者に手数料負担が生じることなく労働者指定口座から払出することができる必要がある。例えば、払出を預貯金口座等への振込等により行う場合には、預貯金口座等への振込等が手数料負担なくできることが必要である。他方で、振込等先の預貯金口座等からの払出に係る手数料については、この限りではない。なお、指定資金移動業者が、労働者指定口座の残高を受入上限額以下とするために指定代替口座への送金を行う際に、労働者に手数料負担が生じないよう措置している場合、実際に指定代替口座への送金が行われた月については、労働者に手数料負担が生じることなく労働者指定口座から払出する措置がとられていると解することができる。 また、労働者指定口座は、賃金支払が可能な指定資金移動業者口座として当該要件を満たしている必要があることから、仮に労働者指定口座への資金移動による賃金支払が行われなかった月においても、毎月１回は、労働者に手数料負担が生じることなく払出ができることが必要である。 なお、手数料負担を生じさせない手段を講じる際には、事務ガイドライン（第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係）Ⅱ－２－２－１－１(6)(注1)'のとおり、預り金規制との関係に留意が必要である。	少なくとも毎月１回（毎月１日から月末までの間に１回）は、労働者に手数料負担が生じることなく労働者指定口座から払出することができる必要がある。例えば、払出を預貯金口座等への振込等により行う場合には、預貯金口座等への振込等が手数料負担なくできることが必要である。他方で、振込等先の預貯金口座等からの払出に係る手数料については、この限りではない。なお、指定資金移動業者が、労働者指定口座の残高を受入上限額以下とするために指定代替口座への送金を行う際に、労働者に手数料負担が生じないよう措置している場合、実際に指定代替口座への送金が行われた月については、労働者に手数料負担が生じることなく労働者指定口座から払出する措置がとられていると解することができる。 また、労働者指定口座は、賃金支払が可能な指定資金移動業者口座として当該要件を満たしている必要があることから、仮に労働者指定口座への資金移動による賃金支払が行われなかった月においても、毎月１回は、労働者に手数料負担が生じることなく払出ができることが必要である。 なお、手数料負担を生じさせない手段を講じる際には、事務ガイドライン（第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係）Ⅱ－２－２－１－１(5)(注)'のとおり、預り金規制との関係に留意が必要である。
7 報告体制（規則第7条の2第1項第3号ト） 指定資金移動業者は、賃金の支払に関する業務の実施状況及び資金移動業以外の事業も含めた財務状況について、定期的に及び厚生労働省（規則上は「厚生労働大臣」と規定しているが、<u>分かりやすく</u>「厚生労働省」と表記している。以下同じ。）から報告を求められた都度、必要な事項を厚生労働省に報告できる体制を整備していることが必要である。また、指定資金移動業者のみならず、資金保全に係る要件を満たすために契約を締結している保証機関においても同様に、必要な事項を厚生労働省に報告できる体制を整備していることが必要である。なお、厚生労働省への報告は、厚生労働省担当課室宛に行われたい。 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、当該体制を整備していることを証するため、厚生労働省の報告要請に対応する旨の誓約書を厚生労働省に提出する必要がある。	7 報告体制（規則第7条の2第1項第3号ト） 指定資金移動業者は、賃金の支払に関する業務の実施状況及び資金移動業以外の事業も含めた財務状況について、定期的に及び厚生労働省（規則上は「厚生労働大臣」と規定しているが、<u>分かり易く</u>「厚生労働省」と表記している。以下同じ。）から報告を求められた都度、必要な事項を厚生労働省に報告できる体制を整備していることが必要である。また、指定資金移動業者のみならず、資金保全に係る要件を満たすために契約を締結している保証機関においても同様に、必要な事項を厚生労働省に報告できる体制を整備していることが必要である。なお、厚生労働省への報告は、厚生労働省担当課室宛に行われたい。 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、当該体制を整備していることを証するため、厚生労働省の報告要請に対応する旨の誓約書を厚生労働省に提出する必要がある。

改正（案）	現行
ある。また、当該資金移動業者は、資金保全の仕組みに係る要件を満たすために契約を締結している保証機関をして、厚生労働省の報告要請に対応する旨の誓約書を差し入れさせ、厚生労働省に提出する必要がある。 なお、厚生労働省への適時の報告及び厚生労働省からの適時の連絡が可能となるよう、上記の誓約書には資金移動業者及び保証機関の担当部署及び連絡先を記載されたい。 8 技術的能力・社会的信用（規則第7条の2第1項第3号チ） 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者が賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有するか否かについては、次に掲げる事項が総合的に考慮され、判断される。 ① ・② [略] ③ 個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証として「プライバシーマーク」又は「<u>ISMS認証</u>」その他これらに準ずる認証を取得していること。なお、第三者認証の取得を申請中である場合には、申請中であることが分かる資料と認証を受ける時期の見込みを提出することにより、資金移動業者の指定の申請は受理され得る。ただし、第三者認証の取得が完了するまでは指定要件を満たさないため、それまでは指定されないことに留意すること。 ④ [略] 第3 [略] 第4 賃金の支払に関する業務の実施 賃金の支払に関する業務を実施するに当たり、留意すべき事項については、次のとおりである。以下には使用者が対応すべき事項もあるものの、指定資金移動業者においては、適正な賃金支払の取扱いについて十分に理解した上で業務を実施するとともに、指定資金移動業者口座を利用して賃金支払を行う使用者に対し適正な賃金支払業務の手順等について周知に努める必要がある。	ある。また、当該資金移動業者は、資金保全の仕組みに係る要件を満たすために契約を締結している保証機関をして、厚生労働省の報告要請に対応する旨の誓約書を差し入れさせ、厚生労働省に提出する必要がある。 なお、厚生労働省への適時の報告及び厚生労働省からの適時の連絡が可能となるよう、上記の誓約書には資金移動業者及び保証機関の担当部署及び連絡先を記載されたい。 8 技術的能力・社会的信用（規則第7条の2第1項第3号チ） 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者が賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有するか否かについては、次に掲げる事項が総合的に考慮され、判断される。 ①・② [同左] ③ 個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証として「プライバシーマーク」又は「<u>ISMS認証</u>」を取得していること。なお、第三者認証の取得を申請中である場合には、申請中であることが分かる資料と認証を受ける時期の見込みを提出することにより、資金移動業者の指定の申請は受理され得る。ただし、第三者認証の取得が完了するまでは指定要件を満たさないため、それまでは指定されないことに留意すること。 ④ [同左] 第3 [同左] 第4 賃金の支払に関する業務の実施 賃金の支払に関する業務を実施するに当たり、留意すべき事項については、次のとおりである。以下には使用者が対応すべき事項もあるものの、指定資金移動業者においては、適正な賃金支払の取扱いについて十分に理解した上で業務を実施するとともに、指定資金移動業者口座を利用して賃金支払を行う使用者に対し適正な賃金支払業務の手順等について周知に努める必要がある。

改正（案）	現行
1 各事業場における賃金支払の開始 指定資金移動業者口座への賃金支払は、労働者の同意を前提として、労働者指定口座への資金移動により行われる場合に限り認められる。具体的には、各事業場において次の手順により、指定資金移動業者口座への賃金支払が開始される。 （１）労使協定 使用者が指定資金移動業者口座への賃金支払を行う場合には、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と、協定を締結する必要がある。具体的には、①対象となる労働者の範囲、②対象となる賃金の範囲及びその金額、③取扱指定資金移動業者の範囲、④実施開始時期が記載された協定を締結する必要がある。指定資金移動業者においては、労使協定の範囲内で使用者による賃金支払が行われることに留意が必要である。 （２）労働者への説明と同意 ア 労働者への選択肢の提示 使用者が指定資金移動業者口座への賃金支払を行おうとする場合には、労働者が預貯金口座への振込み又は証券総合口座への払込みによる賃金支払も選択することができるよう選択肢として示す必要がある。その上で、労働者に同意の有無を選択させるものである。なお、使用者は、取扱金融機関、取扱証券会社及び取扱指定資金移動業者について、金融機関、証券会社又は指定資金移動業者の所在状況等からして１行、１社に限定せず複数とする等、労働者の便宜に十分配慮して定める必要がある。 イ 労働者への説明と提示 使用者は、指定資金移動業者口座への賃金支払を希望する労働者に対して、同意書の様式例（別紙様式第 14 号）を用いる等により指定資金移動業者口座に関する必要な事項を説明した上で、当該労働者の同意を得る必要がある。具体的には、下記を含む内容を説明する必要がある。 （ア） [略] （イ） 指定資金移動業者の破綻時等には、指定資金移動業者と保証委託契約等を結んだ	1 各事業場における賃金支払の開始 指定資金移動業者口座への賃金支払は、労働者の同意を前提として、労働者指定口座への資金移動により行われる場合に限り認められる。具体的には、各事業場において次の手順により、指定資金移動業者口座への賃金支払が開始される。 （１）労使協定 使用者が指定資金移動業者口座への賃金支払を行う場合には、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と、協定を締結する必要がある。具体的には、（１）対象となる労働者の範囲、（２）対象となる賃金の範囲及びその金額、（３）取扱指定資金移動業者の範囲、（４）実施開始時期が記載された協定を締結する必要がある。指定資金移動業者においては、労使協定の範囲内で使用者による賃金支払が行われることに留意が必要である。 （２）労働者への説明と同意 ア 労働者への選択肢の提示 使用者が指定資金移動業者口座への賃金支払を行おうとする場合には、労働者が預貯金口座への振込み又は証券総合口座への払込みによる賃金支払も選択することができるよう選択肢として示す必要がある。その上で、労働者に同意の有無を選択させるものである。なお、使用者は、取扱金融機関、取扱証券会社及び取扱指定資金移動業者について、金融機関、証券会社又は指定資金移動業者の所在状況等からして１行、１社に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定める必要がある。 イ 労働者への説明と提示 使用者は、指定資金移動業者口座への賃金支払を希望する労働者に対して、同意書の様式例（別紙様式第 14 号）を用いる等により指定資金移動業者口座に関する必要な事項を説明した上で、当該労働者の同意を得る必要がある。具体的には、下記を含む内容を説明する必要がある。 （ア） [同左] （イ） 指定資金移動業者の破綻時等には、指定資金移動業者と保証委託契約等を結んだ

改正（案）	現行
保証機関により、労働者と保証機関との保証契約等に基づき、労働者に<u>口座残高全額</u>の弁済が行われること。 （ウ）労働者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等により<u>労働者指定口座</u>の資金が不正に出金等された際に、労働者に過失がない場合には損失額全額が補償されること。また、労働者に過失がある場合には個別対応を妨げるものではないが、損失を一律に補償しないといった取扱いとはされないこと。なお、労働者の親族等による払出の場合、労働者が虚偽の説明を行った場合等においては、この限りではないこと。損失発生日から一定の期間内に労働者から指定資金移動業者に通知することを補償の要件としている場合には、当該期間は少なくとも損失発生日から 30 日以上は確保されていること。 （エ） [略] （オ）<u>労働者指定口座</u>残高については、<u>当該口座</u>に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも 10 年間は債務が履行できるようにされていること。 ウ [略] エ 労働者の口座情報の取得 使用者は、労働者から同意を得る際に、併せて労働者が指定する口座を特定するために必要な情報を取得する必要がある。指定資金移動業者によっては、口座を特定するための情報として、名義人、口座番号（アカウント I D）以外の情報（<u>例えば</u>労働者の電話番号等）が必要な場合があるが、こうした口座特定に必要な情報は指定資金移動業者ごとに異なりうるため、使用者は厚生労働省が公表する指定資金移動業者一覧にて確認する必要がある。このため、指定資金移動業者においても適切に周知を図ることが望ましい。 2・3 [略] 第 5 [略]	保証機関により、労働者と保証機関との保証契約等に基づき、労働者に<u>口座残高</u>の弁済が行われること。 （ウ）労働者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等により<u>指定資金移動業者口座</u>の資金が不正に出金等された際に、労働者に過失がない場合には損失額全額が補償されること。また、労働者に過失がある場合には個別対応を妨げるものではないが、損失を一律に補償しないといった取扱いとはされないこと。なお、労働者の親族等による払出の場合、労働者が虚偽の説明を行った場合等においては、この限りではないこと。損失発生日から一定の期間内に労働者から指定資金移動業者に通知することを補償の要件としている場合には、当該期間は少なくとも損失発生日から 30 日以上は確保されていること。 （エ） [同左] （オ）<u>口座残高</u>については、口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも 10 年間は債務が履行できるようにされていること。 ウ [同左] エ 労働者の口座情報の取得 使用者は、労働者から同意を得る際に、併せて労働者が指定する口座を特定するために必要な情報を取得する必要がある。指定資金移動業者によっては、口座を特定するための情報として、名義人、口座番号（アカウント I D）以外の情報（<u>例</u>：労働者の電話番号等）が必要な場合があるが、こうした口座特定に必要な情報は指定資金移動業者ごとに異なりうるため、使用者は厚生労働省が公表する指定資金移動業者一覧にて確認する必要がある。このため、指定資金移動業者においても適切に周知を図ることが望ましい。 2・3 [同左] 第 5 [同左]